車両系荷役運搬機械作業計画書

統責者	元方管理者	担当者

作業所

車両系荷役運搬機械使用の作業名	業者名	
	作業期間	

	機械名称	能力	台数	所有者	数次	運転者責任者
使用機械						
	※欄が不足の場合は別紙に記入すること。「運転責任者」は所属会社の現場責任者名を代表で記入すること。					

計画内容						
作業時間						
積荷の状況	荷の種類		荷の形状（重量、有害性含む）			
積卸方法	積込方法		荷卸方法			
場所の広さ	積込場所	・広い　・狭い　・非常に狭い	荷卸場所	・広い　・狭い　・非常に狭い		
荷くずれ、落下、飛散の防止	・無し　・有り（　　） 防止処置：					
運搬路の状態	運搬距離		道路幅員		路面の状態	
	最大傾斜		制限速度		高さ制限	
	運行方法	・一方通行　・交互通行　・その他（　　）				
	待避場所	・無し　・有り（　　）				
選任・氏名 （ ）内には氏名を記入	作業指揮者（　　）　作業主任者※1（　　） 誘導者の配置※2　・無し　・有り（　　）　・その他					
合図の方法	・手　・笛　・旗　・無線　・クラクション　・その他（　　）					
危険性の有無と防止処置	・無し　・有り（　　） 防止処置：					
労働者との接触の危険性の有無と防止処置	・無し　・有り（　　） 防止処置：					
作業方法・内容（具体的、簡潔に記入）						
安全対策（危険予知による措置内容）						

※1「作業主任者」は選任が必要な作業を行なう場合に配置。（はい作業など）
※2「誘導者」は労働者との接触の恐れがある場合で作業の性質上、立入禁止が困難な場合に配置する。

【作業場所及び作業範囲と運行経路等】　計画書打ち合わせ時に下記項目で該当するものは確実に表示する

□積込・荷卸場所　□付属する機械設備等　□運行経路　□安全通路　□立入禁止区域　□旋回方向　□制限速度
□退避場所　□誘導者　□転落危険箇所　□交差点　□道路幅員・勾配　□架空線等の位置　□その他

【周知の記録】

※当作業計画書に従って作業します。（　　月　　日）
〈署名〉

【参考：安衛法・安衛則の条文の要約】

安衛法　第20条の1　・事業者は、機械、器具、その他設備による危険を防止するために、必要な措置を講じなければならない。

安衛則　第151条の3【作業計画】　・事業者は車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行なう場合は、あらかじめ当該作業に係る場所の広さ、地形、機械の種類・能力、荷の種類・形状等及び運搬経路、作業方法等を定めた作業計画書を作成し、関係労働者に周知しなければならない。

安衛則第151条の4【作業指揮者】　安衛則第151条の5【制限速度】　安衛則第151条の6【転落等の防止】
安衛則第151条の7【接触の防止】　安衛則第151条の8【合図】　安衛則第151条の10【荷の積載】

※車両系荷役運搬機械等とは、フォークリフト、ショベルローダー、フォークローダー、ストラドルキャリヤー、不整地運搬車、構内運搬車
貨物自動車（ダンプトラック、タンクローリー含む）が該当する。